

## 大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を 改正する条例

大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年大磯町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額（円）
1	377,000
2	426,000
3	479,000
4	542,000
5	618,000
6	722,000
7	845,000

第8条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「」を「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には」に改める。  
附則に次の1項を加える。

（平成26年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 6 平成26年12月に支給する期末手当に関する第8条第2項の規定の適用については、同項中「100分の155」とあるのは「100分の170」とする。

### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成26年11月30日から施行し、改正後の大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第1項の規定は、平成26年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

平成26年11月21日提出

大磯町長 中 崎 久 雄